

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第18号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岩手県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員を派遣することができる公益的法人等) 第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。 (1)～(17) [略]  (18) [略] (19) [略] (20) [略]  2～4 [略]	(職員を派遣することができる公益的法人等) 第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。 (1)～(17) [略] <u>(18) 一般社団法人岩手県畜産協会</u> (19) [略] (20) [略] (21) [略] <u>(22) 一般財団法人岩手県学校安全互助会</u> <u>(23) 公益財団法人岩手県学校給食会</u>  2～4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。